

浄化槽を設置する市町村	担当行政機関及び窓口	電話番号	FAX番号	所在地
市原市	千葉県環境生活部 水質保全課浄化槽班	043-223-3813	043-222-5991	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 (千葉県本庁舎3階)
市川市、習志野市、八千代市 浦安市	葛南地域振興事務所 地域環境保全課	047-424-8092	047-421-1590	〒273-8560 船橋市本町1-3-1 (フェイス7階)
松戸市、野田市、流山市 我孫子市、鎌ヶ谷市	東葛飾地域振興事務所 地域環境保全課	047-361-4048	047-361-4098	〒271-8560 松戸市小根本7 (千葉県東葛飾合同庁舎内)
成田市、佐倉市、四街道市 八街市、印西市、白井市 富里市、酒々井町、栄町	印旛地域振興事務所 地域環境保全課	043-483-1447	043-486-7570	〒285-8503 佐倉市鶴木仲田町8-1 (千葉県印旛合同庁舎内)
香取市、神崎町、多古町 東庄町	香取地域振興事務所 地域環境保全課	0478-54-7505	0478-52-5529	〒287-8502 香取市佐原イ92-11 (千葉県香取合同庁舎内)
銚子市、旭市、匝瑳市	海匝地域振興事務所 地域環境保全課	0479-64-2825	0479-63-9898	〒289-2504 旭市二1997-1 (千葉県海匝合同庁舎内)
東金市、山武市、大網白里市 九十九里町、芝山町 横芝光町	山武地域振興事務所 地域環境保全課	0475-55-3862	0475-55-8312	〒283-0006 東金市東新宿17-6 (千葉県東金合同庁舎敷地内)
茂原市、一宮町、睦沢町 長生村、白子町、長柄町 長南町	長生地域振興事務所 地域環境保全課	0475-26-6731	0475-26-6733	〒297-8533 茂原市茂原1102-1 (千葉県長生合同庁舎内)
勝浦市、いすみ市、大多喜町 御宿町	夷隅地域振興事務所 地域環境保全課	0470-82-2451	0470-82-4164	〒298-0212 夷隅郡大多喜町猿稻14 (千葉県夷隅合同庁舎内)
館山市、鴨川市、南房総市 鋸南町	安房地域振興事務所 地域環境保全課	0470-22-8711	0470-22-0074	〒294-0045 館山市北条402-1 (千葉県安房合同庁舎内)
木更津市、君津市、富津市 袖ヶ浦市	君津地域振興事務所 地域環境保全課	0438-23-2285	0438-23-2287	〒292-8520 木更津市貝淵3-13-34 (千葉県君津合同庁舎内)
千葉市	千葉市環境局 資源循環部収集業務課	043-245-5251	043-245-5477	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1
船橋市	船橋市環境部 環境保全課	047-436-3813	047-436-2446	〒273-8501 船橋市湊町2-10-25
柏市	柏市環境部 環境政策課	04-7167-1695	04-7163-3728	〒277-8505 柏市柏5-10-1

その他必要な手続き

- 浄化槽管理者が変わった場合
「浄化槽管理者変更報告書」の提出
- 浄化槽の使用を一時的に休止する場合
休止時▶「浄化槽使用休止届出書」の提出 再開時▶「浄化槽使用再開届出書」の提出
- 浄化槽の使用をやめる場合
「浄化槽使用廃止届出書」の提出

届出様式や詳しい情報については、千葉県、千葉市、船橋市、柏市のホームページをご覧ください。

[浄化槽 千葉県](#)
[浄化槽 千葉市](#)
[浄化槽 船橋市](#)
[浄化槽 柏市](#)

法定検査・保守点検・清掃・設置工事の相談先

法定検査に関すること（指定検査機関）

機関名	担当区域
公益社団法人千葉県浄化槽検査センター 〒260-0024 千葉市中央区中央港1-11-1 ☎043-246-6283	船橋市、八千代市、習志野市、浦安市、市川市、柏市、野田市、我孫子市、鎌ヶ谷市、松戸市、流山市、印西市、成田市、富里市、八街市、四街道市、佐倉市、白井市、香取市、銚子市、旭市、匝瑳市、山武市、東金市、大網白里市、茂原市、栄町、酒々井町、神崎町、東庄町、多古町、芝山町、横芝光町、九十九里町、白子町、一宮町、睦沢町、長南町、長柄町、長生村
一般財団法人千葉県環境財団 〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-1(3階) ☎043-246-2079	千葉市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市、富津市、いすみ市、勝浦市、鴨川市、南房総市、館山市、御宿町、大多喜町、鋸南町

保守点検及び清掃に関すること

一般社団法人千葉県環境保全センター 〒260-0024 千葉市中央区中央港1-11-1 ☎043-245-4222

設置工事に関すること

一般社団法人千葉県浄化槽協会 〒260-0024 千葉市中央区中央港1-11-1 ☎043-246-2355

千葉県で浄化槽を使用される皆様へ

チーバくん

これから千葉県で新しい家に住むことになったよ！この家には浄化槽がついているんだって。

浄化槽のことはよく知らないから不安ね。日常の管理はどうしたらいいのかしら？

古い浄化槽を新しい浄化槽に付け替えたけど、使い始めの手続きがわからないな。

浄化槽はきちんと管理すれば、家庭から出る排水を長くきれいにしてくれる優秀な排水処理装置だよ。一緒に浄化槽のことを勉強しよう。

新しく浄化槽を使い始めるときの手続きについては **Question 1** へGO!

日常の維持管理については中面の **Question 2** へGO!

浄化槽がどういふものか知りたいときは中面の **Question 3** へGO!

設置済みの場合はここから

2 浄化槽使用開始前の手続き

使用開始前に保守点検業者と契約し、初回の保守点検を受けましょう。

契約

管理者 保守点検業者 (浄化槽管理士)

(使用開始前に消毒剤の開封が必要です!)

3 浄化槽使用開始後の手続き

使用開始後30日以内に「使用開始報告書」を行政機関(裏面)に提出。
注：過去に設置され、既に使用を開始している浄化槽の管理者が変わった場合には、「管理者変更報告書」を提出(③、④は不要)。

4 設置後等の法定検査(7条検査)

使用開始後3～8か月の間に検査を行う必要があります。指定検査機関から案内がありますのでお申込みください。

指定検査機関がお伺いして浄化槽の設置が正しく行われているかどうかを調べます

5 これ以降は日常の維持管理(中面 Question 2)へ

1 浄化槽設置の手続き

施主 登録を受けた工事業者

家の新築のとき 浄化槽の付け替えのとき

依頼 確認申請 届出

工事業者が代行してくれる場合が多い

行政機関

建築主事

Question 2

浄化槽は普段
どのような管理を
したらいいの？

浄化槽が正しく
働き続けるためには
定期的なお手入れが
必要だよ。

浄化槽を使う人
には法律で
**法定検査・
保守点検・清掃**
の3つの義務が
定められている
んだ。

浄化槽

*千葉県知事が指定した検査機関が公正中立に行う
検査で、保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽が
正常に動いているかを確認します。
*指定検査機関に申し込んでください。

浄化槽

年1回

清掃

年1回

法定検査

11条検査

※2回目以降の検査

浄化槽管理者の
3つの義務

浄化槽を使用する
すべての方が対象です

年3～4回

保守点検

法定検査と
保守点検と清掃の
記録は3年間の
保管が必要です！

装置の調整や消毒剤の補充などを行います。
知事登録を受けた**民間の保守点検業者**
に委託してください。

※保守点検と清掃の回数は浄化槽の種類により異なります。
詳細は維持管理要領書を参照、又は保守点検業者にお問い合わせください。

11条検査は以下の2つの
方式があります

①**全項目検査**：
指定検査機関が検査を
行います。

②**BOD検査**：
保守点検業者が採水した
放流水のBOD分析結果
を基に、指定検査機関が
結果書を作成します。
5年に一度、及び前年の
結果が不適正の浄化槽
は検査機関の検査とな
ります。

それぞれの申し込みの詳細については、裏面の法定検査・保守点検・清掃の各種相談先へ

一括契約制度をご利用ください

- 浄化槽管理者に義務付けられた、**法定検査・保守点検・清掃**の
3つの申し込みをまとめて行えます。
- 個々に手続きする煩わしさが解消され、また浄化槽の適正管理が
確保されるので安心して浄化槽を使い続けることができます。

※契約している保守点検業者が一括契約に対応しているかについては、直接保守点検業者にお問い合わせください。 ※料金についてはそれぞれから別途請求が行きます。

3つの手続きを
同時に行える
一括契約が便利だよ。

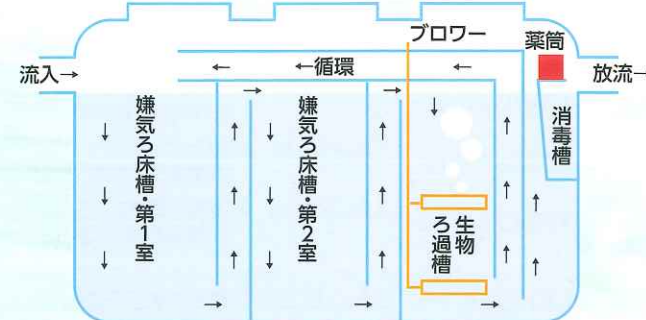
Question 3

浄化槽の
役割を知り
たいわ

浄化槽や下水処理場の役割は、台所やトイレなどから出る汚れた水が環境を
汚さないように、浄化してから川や海に戻すこと。どの方法をとるかはそれ
ぞれの特徴を活かして選ばれていて、中でも浄化槽は次のような良い
点があるんだよ。

- 個人住宅なら車1台のスペースがあれば設置でき、工事が短時間かつ簡便で済む。
- 長い下水道管を敷設する必要がなく、人口の増減に左右されない効率的な整備ができる。
- 浄化した水をすぐ川に戻すため、川の水量が維持される。
- 大規模災害に強く、復旧も早い。

合併処理浄化槽のしくみ 嫌気ろ床生物ろ過方式



現在の浄化槽の処理能力は下水処理場などに引けを取ら
ないんだよ。浄化槽は各家庭に設置された小さな下水処理場
のようなもので、浄化の仕組みも同じ。日本が誇る優秀な個
別処理型の水質浄化システムなんだ。

浄化槽の中では微生物が汚れを
食べて、分解して
きれいな水になっているんだよ。

浄化槽法定検査の手数料

検査等の 種類 人槽	7条検査 合併処理浄化槽	11条検査	
		単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
10人槽以下	10,000円	5,000円	5,000円
11～20人槽	14,000円	8,000円	10,000円
21～50人槽	15,000円	9,000円	11,000円
51～100人槽	18,000円	12,000円	14,000円
101～300人槽	20,000円	14,000円	16,000円
301～500人槽	22,000円	16,000円	18,000円
501人槽以上	26,000円	20,000円	22,000円

2つの指定検査機関で同額(非課税)となります。

浄化槽のことが
よくわかったよ！

法定検査、保守点検、
清掃をしっかり続けて、
我が家の浄化槽を
大事に使っていくね。



浄化槽の機能を維持する
ために、日頃の使い方も
気を付けましょう

- 1 ブロー(送風機)の
電源は切らない。
- 2 浄化槽の上部に
ものを固定しない。
- 3 トイレの掃除には、
微生物に影響する
ような洗剤は使わ
ない。
- 4 台所から、野菜くずや
天ぷら油などはで
きただけ流さない。
- 5 トイレにはトイレット
ペーパー以外の異
物は流さない。
- 6 故障や異常が発生し
たら、保守点検業者
に連絡する。

※一般社団法人千葉県環境保全センター キャラクター